



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A信州うえだ国分産業団地

上田市国分80ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋3-13-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	山崎 周二	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-13-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	山崎 周二	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-13-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)シューマート	岡宮 芳和	長野市稲里町中氷鉋458

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)シューマート	岡宮 芳和	長野市川中島町今井384

4 変更した年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和3年1月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月8日から令和3年6月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKAYA LIFE PARK

岡谷市塚間町2-6696ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練堀町3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)イエローハット	堀江 康生	東京都千代田区岩本町1-7-4
(株)大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
(株)西松屋チェーン	大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町266-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)イエローハット	堀江 康生	東京都千代田区岩本町1-7-4
(株)大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
(株)西松屋チェーン	大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町266-1

4 変更した年月日

令和2年8月21日

5 届出年月日

令和3年1月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月8日から令和3年6月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年2月8日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	平成24年度から平成25年度まで	地籍簿及び地籍図	御園区の一部	令和3年2月1日
下伊那郡阿南町	平成27年度から平成28年度まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和3年2月1日
東筑摩郡筑北村	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	坂北の一部	令和3年2月1日
長野市	平成28年度から平成29年度まで	地籍簿及び地籍図	大岡乙の一部	令和3年2月1日
上水内郡信濃町	平成27年度から平成28年度まで	地籍簿及び地籍図	大字富濃の一部	令和3年2月1日
上水内郡信濃町	平成28年度から平成29年度まで	地籍簿及び地籍図	大字富濃の一部	令和3年2月1日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年2月8日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 許可番号
令和3年1月26日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-17号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字筒井715-1、719-32、字沓掛道743-3、743-6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町軽井沢東11-2
株式会社信濃地所 代表取締役 寺田 美津江

都市・まちづくり課